

# 回覧

令和元年8月 吉日  
二本木連合町内会

## 二本木連合墓地分譲募集のお知らせ

二本木連合墓地の分譲希望者に、下記要領にて分譲の申込を受付けします。

なお、申込多数の場合は抽選とさせていただきます。

1. 募集墓所 7/末時点
  - ① 二本木連合墓地 31区画 (旧墓地 4区画、新墓地 27区画)
  - ② 墓所の永代使用料 旧墓地 50万円/1区画、新墓地 20万円/1区画
  - ③ 墓所の1区画面積 旧墓地 2.9㎡(1.7m × 1.7m)、新墓地 1㎡(1m × 1m)
2. 申込から分譲までの流れ
  - ① 受付場所 二本木コミュニティセンター(二本木連合町内会 事務所)
  - ② 申込期間 随時 日曜・月曜除く  
8時30分～12時30分まで
  - ③ 申込方法 墓所分譲受付表に氏名、住所、死亡者名 等記入して頂きます。  
分譲墓地は一覧にて提示させていただきます。
  - ④ 墓所分譲場所
    - ・ 場 所 二本木コミュニティセンター
    - ・ 日 時 随 時
3. 申込資格

平成30年4月 1日以前から連合町内会に町内会費を納めており、引き続き居住される世帯で①又は②に該当する世帯、死亡者は戸籍に記載されている必要があります。

  - ① 祭祀している死亡者の遺骨があり、墓地のない世帯
  - ② 県外に祭祀している墓所があり、墓所の移転を必要とする世帯

#### 4. 当選後の提出書類

① 墓所使用許可申請書

② 火葬許可証(写しで可)

死亡の届出を受けた市長村長が許可し、火葬が行われたとき必要事項が記載され返却されます。

\* 紛失された場合は市役所(市民課)で発行してくれます

③ 改葬許可証(前項申込資格②に該当する場合)

現在の墓地所在地の市町村長が許可します。申込者が申請してください。

なお、改葬許可証に火葬日・火葬場所が記入されている場合、②の火葬許可証は省略できます。

④ 墓所の申込者と死亡者の関係を証明する書類(戸籍謄本等)

火葬許可証に関係が記入されている場合は省略できます。

⑤ 死亡者と申込者が別世帯の場合、祭祀していることがわかる書類等。

#### 5. 墓所使用許可の取り消し

次の場合は、使用権を取り消しする。

① 墓地管理規約・細目に違反し他人に著しく迷惑をかけたとき。

② 使用権を勝手に譲渡し、又は転貸したとき。

使用権の譲渡は出来ません。但し、申込世帯が死亡した場合、親族であることを証明する書類を1年以内に再提出し承認を得ること。

問合せ先 TEL 75-9402

緑町1丁目25-3 二本木連合町内会